

○ 滋賀県道路公社回数通行券約款

改正 平成 9年3月5日

改正 平成25年8月8日

(趣 旨)

第1条 滋賀県道路公社(以下「公社」という。)の管理する有料道路(以下「有料道路」という。)の回数通行券(以下「回数券」という。)の発売、払い戻しおよび使用に関する契約は、この約款による。

(発 売)

第2条 回数券は、当該有料道路の料金所および公社の指定する場所において発売するものとする。

(効 力)

第3条 回数券は、通行1回に限りその券面記載事項に従って使用することができる。

(通用期間)

第4条 回数券は、公社が通用開始日を特に指定しない限り発売日から料金の徴収期間満了の日まで使用することができるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は使用できないものとする。

(1) 当該回数券が廃止されたとき

(2) 法令またはこれに基づく行政処分等により、券面記載の車種の通行が禁止されたとき

(3) 料金の額が変更されたとき

(無 効)

第5条 回数券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき

(2) 券面表示事項をぬり消しまたは改変して使用したとき

(3) その他不正通行の手段として使用したとき

(払い戻し)

第6条 発売した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、請求に基づき払い戻しを行う。

(1) 第4条第1号に掲げる場合

(2) 第4条第2号に掲げる場合

(3) 第4条第3号に掲げる場合

(4) 料金の徴収期間が満了したとき

(5) 廃車、車種の変更、勤務地または住所の変更、死亡等により不要となったとき

(6) その他公社が回数券の払い戻しの必要があると認めたとき

(周知方法)

第7条 前条第1号から第4号までの事由が発生したときは、当該有料道路の料金所において必要事項を掲示するものとする。

(払い戻し期間)

第8条 回数券の払い戻しの期間は、第6条各号の事由が発生した日の翌日から起算して6箇月とする。

(払い戻しの場所)

第9条 回数券の払い戻しの場所は、当該有料道路の管理事務所および公社が指定する場所とする。

(払い戻しの額)

第10条 回数券の払い戻しの額は、次の各号に掲げるところによる。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第6条第1号から第4号までに掲げる場合

$$\text{払い戻しの額} = \frac{\text{回数券の発売価格}}{\text{回数券の発行枚数}} \times \text{残存枚数}$$

(2) 第6条第5号に掲げる場合

$$\text{払い戻しの額} = \text{回数券の発売価格} - \left(\text{使用済枚数} \times \frac{\text{回数券の発売価格}}{\text{基準枚数}} \right)$$

なお、基準枚数とは、11枚綴りは10、60枚綴りは50、100枚綴りは80とする。

(3) 第6条第6号に掲げる場合は払い戻しの理由により公社が前2号のうちいづれかを適用する。

(払い戻し領収書)

第11条 回数券の払い戻しを受けた者は、公社所定の領収書を公社に提出するものとする。

(再発行)

第12条 回数券は、再発行しない。

付 則

1 この約款は、昭和62年12月1日から実施する。

2 この約款施行の日の前日までに発売された回数券については、この約款に基づいて発売されたものとみなし、この約款を適用する。

付 則

この約款は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この約款は、平成25年11月1日から施行する。